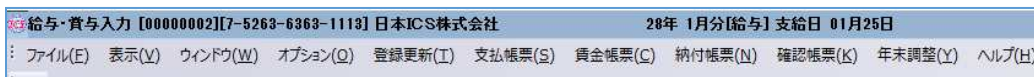


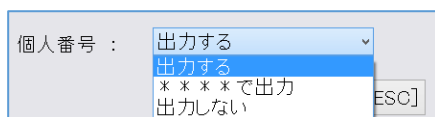
●給与処理 d b / 登録・導入 Version 6.003

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 登録・導入 / 新規会社登録・修正・削除
法人番号、個人番号を登録時に未確定の状態（入力中、欄が白色の場合）で支払者区分を変更した場合、削除・廃棄の選択メッセージを表示しないように対応しました。
- ◆ 給与マスターにおいて、タイトルバーに法人番号を表示するように対応しました。



- ◆ 給与マスターにおいて、個人番号出力選択コンボボックスの文言を変更しました。
（『出力』 → 『出力する』）



- ◆ 年末調整データ入力
 - 配偶者所得を変更した場合、配偶者区分の変更・配偶者控除・特別控除を再計算されないケースがあったのを再計算するように対応しました。
条件は、社員本人の所得金額が1000万円を超えていた場合で、なおかつ、扶養控除申告書を“作成しない”又は社員登録 / 扶養情報タブの“申告書情報と連動する=☑なし”の設定で配偶者所得を変更したケース。
- ◆ 詳細は、2 ページからの“給与上手くんα (VERSION:6.003) の変更点”を参照してください。

《マスターの通信・移動等に関するご注意》

『平成 27 年分年末調整の改正対応前のプログラム』とでは互換性はありません。

※他の I C S システムとデータの交換を行われる場合は、相手先も平成 27 年分年末調整対応プログラムが必要です。

給与上手α (VERSION:6.003) の変更点

改良・修正内容

I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

1) 新規会社登録

- ①法人番号、個人番号を登録時に未確定の状態（入力中、欄が白色の場合）で支払者区分を変更した場合、削除・廃棄の選択メッセージを表示しないように対応しました。

II. 年末調整／年末調整

1) 年末調整データ入力

配偶者所得を変更した場合、配偶者区分の変更・配偶者控除・特別控除を再計算されないケースがあったのを再計算するように対応しました。

条件は、社員本人の所得金額が1000万円を超えていた場合で、なおかつ、扶養控除申告書を“作成しない”又は社員登録／扶養情報タブの“申告書情報と連動する＝□なし”の設定で配偶者所得を変更したケース。

III. 年末調整／出力処理（年調関係）（Pro IIのみ）

1) 年末調整帳票／年末調整票

- ①出力時に“配偶者の合計所得金額”欄に金額が出力されなかったのを修正しました。

2) 確認帳票／個人固定情報リスト

- ①A4用紙で2ページ以上の出力を行った場合、1ページ目の17、18行目内容が2ページ目以降の17、18行目に複写されるケースがあったのを修正しました。（2ページ以降該当行が未入力の場合のみ）
- ②B4用紙で出力した場合、「本人区分」の箇所に配偶者の内容、「配偶者」の箇所に本人の内容が出力されていたのを修正しました。

IV. 年末調整／給与支払報告書（総括表）（Pro IIのみ）

1) 総括表（印刷）タブ

- ①出力市区町村選択欄の欄外に下記のガイドを表示しました。

※在職者（特別徴収）	退職者・その他（普通徴収）
------------	---------------

- ②「個人住民税電子申告提出先一覧」の出力帳票
平成28年分で出力した場合、法人番号を出力するように対応しました。

以上